

「イノベーション創出強化研究推進事業」
実施要領

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

目 次

I	はじめに	1
II	事業の概要	
1	事業の趣旨	1
2	事業内容	
(1)	基礎研究ステージ	1
(2)	応用研究ステージ	1
(3)	開発研究ステージ	1
(4)	シームレスによる研究ステージの移行	2
3	研究実施期間及び研究費	
(1)	研究実施期間	2
(2)	研究費	2
(3)	マッチングファンド方式	3
4	重点課題の設定等	4
5	研究成果の社会実装に向けた要件（開発研究ステージ）	
(1)	研究成果である開発技術の評価と改善の必須化	4
(2)	研究成果の出口戦略の作成	4
6	研究機関等	
(1)	研究課題の募集	4
(2)	研究機関等の分類	4
(3)	資格要件	4
(4)	複数の研究機関等の研究グループを構成して研究を行う場合の要件	5
(5)	研究ステージごとの資格要件	5
III	事業実施関係	
1	事業の実施・推進	
(1)	試験研究計画の構成と研究実施体制	6
(2)	試験研究計画の作成	8
(3)	研究の運営・進行管理	8
2	研究成果の報告・普及等	
(1)	研究成果報告書の提出	10
(2)	メディア、学会、シンポジウム等における発表	11
(3)	アウトリーチ活動	13
(4)	生研支援センター主催の発表	13
(5)	研究終了後のフォローアップ調査	13
3	研究評価	
(1)	基本的な考え方	14
(2)	評価方法等	14
4	研究成果の活用状況報告	14
5	事業実施期間終了後の責務	14
6	「国民との科学・技術対話」の推進	14
7	中小企業の支援（中小企業技術革新制度：S B I R）	15
8	法令・指針等に関する対応	
(1)	安全保障貿易について	15
(2)	動物実験等に関する対応	15
9	研究費の不正使用防止のための対応	
(1)	不正使用防止に向けた取組	15

(2) 不正使用等が行われた場合の措置	15
10 虚偽の申請に対する対応	16
11 研究活動の不正行為防止のための対応	
(1) 不正行為防止に向けた取組	16
(2) 特定不正行為が行われた場合の措置	17
IV 契約事務関係	
1 委託契約の締結	17
2 委託費の支払	
(1) 確定額の請求及び支払	18
(2) 概算払	18
(3) 振込口座	18
(4) その他留意事項	18
3 研究開発費支出状況等	18
4 委託契約の変更等	
(1) 各項目の変更申請方法	19
(2) 変更申請に対する承認	19
5 年度末及び委託研究期間終了時の精算手続き	
(1) 実績報告書の提出	19
(2) 委託費及び自己資金の額の確定	20
6 開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合の自己資金により 取得した物品等の取扱い	
(1) 取得した物品・試作品の取扱い	20
(2) 物品等の共用使用	20
(3) 試作品の取扱い	20
7 収益納付	20
(1) 収益状況の報告	20
(2) 収益の納付	20
(3)	21
8 事業の検査・調査等	21
V 研究成果に係る知的財産権の取扱い	21
VI 提出書類の様式等	21

I はじめに

本実施要領の対象となる研究課題は、「イノベーション創出強化研究推進事業（旧農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業継続課題）実施要領（平成30年6月29日付け30生セ0329003号）」で対象となる研究課題を除くものとします。

本事業の実施にあたっては、委託契約書のほか、本実施要領及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下、「生研支援センター」という。）が実施する研究支援事業における事務処理の共通事項を規定した委託業務研究実施要領（事務処理関係編）（平成29年9月14日付け29生セ第0604004号。以下、「共通要領」という。）に定めるところによります。

なお、本事業実施要領に規定があるものについては、共通要領より本事業実施要領が優先されますのでご注意ください。

II 事業の概要

1 事業の趣旨

我が国の農林水産・食品分野の競争力を強化し飛躍的に成長させていくためには、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出す研究開発が必要です。

このため、農林水産省において、平成28年4月に、様々な分野のアイデア・技術等を導入した産学官連携研究を促進するオープンイノベーションの場として、「知」の集積と活用の場が創設され、イノベーション創出に向けた取組が進められています。

また、今後の提案公募型の研究開発においても、革新性をより高めてイノベーションの創出を目指す観点から、「知」の集積と活用（「知」の集積と活用（場）産学官連携協議会規約（平成28年4月21日制定））による取組を重点的に推進することとされました。

このような状況を踏まえ、生研支援センターでは、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出していくイノベーションの創出に向け、「知」の集積と活用による研究開発を重点的に推進する提案公募型の研究開発事業「イノベーション創出強化研究推進事業」を推進します。

2 事業内容

本事業は、農林水産業・食品産業の発展、新たなビジネス分野の創出につながる基礎・応用段階の研究開発から実用化段階までの研究開発を対象とします。

革新的なシーズを創出する独創的でチャレンジングな基礎段階の研究開発を「基礎研究ステージ」、基礎研究で創出された研究シーズを基にした応用段階の研究開発を「応用研究ステージ」、応用研究等の成果を社会実装するための実用化段階の研究開発を「開発研究ステージ」と設定します。

(1) 基礎研究ステージ

基礎研究ステージは、研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基に、「知」の集積と活用（場）プラットフォーム等からの提案で、革新的な研究シーズを創出するチャレンジングな基礎研究を対象とします。

- ① 「知」の集積と活用（場）からの提案
- ② 「知」の集積と活用（場）以外からの提案

(2) 応用研究ステージ

応用研究ステージは、農林水産省の研究資金や他の研究資金による基礎研究で創出された研究シーズを基にした、実用化段階の研究開発に向けた応用研究を対象とします。

- ① 「知」の集積と活用（場）からの提案
- ② 「知」の集積と活用（場）以外からの提案

(3) 開発研究ステージ

開発研究ステージは、応用研究で創出された研究シーズを基にした、農林水産分野・食品分野における生産現場の課題解決を図る実用化段階の研究開発を対象とします。そのため、前提条件として、十分な基礎・応用研究での知見及びそれに基づく技術シーズの蓄積があることが必要です。

また、育種研究については、当該ステージで、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針（平成25年12月11日攻めの農林水産業推進本部決定）」を踏まえ、実需者等のニーズを取り入れ、研究期間終了後に生産現場で確実に普及できる新品種の研究開発を実施します。

① 「知」の集積と活用からの提案

ア マッチングファンド方式の適用がある提案

イ マッチングファンド方式の適用がない提案

② 「知」の集積と活用以外の提案

ア マッチングファンド方式の適用がある提案

イ マッチングファンド方式の適用がない提案

③ 緊急対応を要する研究課題

年度途中に不測の事態が発生し、緊急対応を要する研究課題（以下「緊急対応課題」という。）が生じた場合は、本研究区分で対応することとします。

(4) シームレスによる研究ステージの移行

本事業では、実施した研究課題において特に優れた成果や有望な将来性が見込める成果を創出した場合は、「基礎研究ステージ」から「応用研究ステージ」又は「開発研究ステージ」へ、「応用研究ステージ」から「開発研究ステージ」へと次の研究ステージへ公募を介さずに移行できるシームレスの仕組みを導入します。

3 研究実施期間及び研究費

(1) 研究実施期間

基礎研究ステージ、応用研究ステージ並びに開発研究ステージの研究課題の研究期間は、以下のとおりとします。

① 基礎研究ステージ

「知」の集積と活用からの提案及びそれ以外からの提案は、1研究課題につき3年以内とします。

② 応用研究ステージ

「知」の集積と活用からの提案及びそれ以外からの提案は、1研究課題につき3年以内とします。

③ 開発研究ステージ

ア 「知」の集積と活用からの提案

(ア) マッチングファンド方式の適用の場合は、1研究課題につき5年以内とします。

(イ) マッチングファンド方式の適用しない場合は、1研究課題につき3年以内（育種研究は5年以内）とします。

イ 「知」の集積と活用以外の提案は、1研究課題につき3年以内（育種研究は5年以内）とします。

ウ 緊急対応課題の研究期間は、1研究課題につき研究開始日（委託契約締結日）が属する年度が終了するまでの間とします。

(2) 研究費

単年度の研究費の上限は、1研究課題につき原則として次に掲げるとおりとします。なお、研究課題の公募は、各ステージ毎に行います。

① 基礎研究ステージ

ア 「知」の集積と活用からの提案：5千万円

イ 「知」の集積と活用以外の提案：3千万円

② 応用研究ステージ

ア 「知」の集積と活用からの提案：5千万円

イ 「知」の集積と活用以外の提案：3千万円

③ 開発研究ステージ

ア 「知」の集積と活用からの提案（育種研究を含む）

(ア) マッチングファンド方式の適用がある場合：1億5千万円

(イ) マッチングファンド方式の適用がない場合：5千万円

イ 「知」の集積と活用以外の提案：3千万円

ウ 緊急対応課題：3千万円

(3) マッチングファンド方式

① マッチングファンド方式の適用

開発研究ステージでは、研究グループに民間企業等が参画する場合、生研支援センターが支出する委託費のうち、民間企業等に支出する委託費の1/2以上を自己資金として当該民間企業等で負担していただく必要があります(マッチングファンド方式)。(民間企業等とは、5の(2)の研究機関等の分類において、セクター④に該当する研究機関等です)

ただし、研究成果の活用による新たな商品、便益の開発に伴う将来的な利益の創出を行わない民間企業等はマッチングファンド方式の適用になりません。(この場合、Ⅲの1の(2)の試験研究計画書において、当該民間企業等が上記活動を行わないこと(特許権等の権利者にはならない等)が分かるよう、明記していただきます。)

○研究資金を自己負担する民間企業等

研究成果を用いて(特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等)、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等

○マッチングファンド方式の適用にならない(自己負担を行う必要がない)民間企業等の例

・研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみ行う民間企業等

例1 食品加工機器開発の研究において、当該機器のユーザーとなる食品加工メーカー

例2 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

・研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

例 社会貢献の一環として研究に参画

② マッチングファンド方式の留意事項

ア 代表機関は構成員の自己資金に不足が生じないよう責任をもって調整を行うこととし、構成員はこれに協力することに同意する必要があります。

イ マッチングファンド条件の成立時期は、毎年度末の精算時点とします。

ウ 毎年度末の精算時点において、自己資金の支出実績額が不足し、マッチングファンド条件を満たさない場合は、本事業の経費の範囲に基づき、マッチングファンド条件が成立するまで委託費を財源に支出された経費を自己資金で支出する経費に振り替えていただきます。振り替えたことにより過払いとなった委託費は、翌年度の早い時期に返還していただきます。

エ 毎年度末の精算時点において、自己資金の支払実績額がマッチングファンド条件における負担額を超過している場合は、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を翌年度の自己資金要負担額に含めることができます。

オ マッチングファンド方式の適用にならなかった民間企業等について、研究実施中又は研究終了後5年間に、研究成果を活用して新たな商品、便益の開発を行い、利益を得たことが判明した場合は、研究当初にさかのぼってマッチングファンド条件を満たすよう、過払いとなった委託費を返還していただきます。

カ 自己資金は、公的な財源ではありませんが、国の事業として行われる本事業において、公的資金の支払い条件の根拠となりますので、公的資金の委託費に準じた取り扱いと管理をお願いします。

③ マッチングファンド方式の自己資金

マッチングファンド方式での自己資金に計上可能な経費は、共通要領Ⅱの3の(1)の②の経費のうち以下のとおりです。

ア 直接経費

イ 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること。

ウ 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品(試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外)

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの。

イ及びウの計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に独立した資産管理部門があることを条件とします。

マッチングファンド方式の自己負担分については、研究費の翌年度への繰越しは原則認められませんが、年度毎の経費の精算時において、自己資金がマッチング対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能です。

4 重点課題の設定等

生研支援センターは、農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が、「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱（平成19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知。以下「普及・実用化推進要綱」という。）」第2に基づき、毎年度、農林水産省の関係各局等（大臣官房の各課を含む。）、地方農政局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び関係団体等から、研究開発を必要とする技術的課題を把握して設定した重点課題を「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」として、公募時に掲載するものとします。

5 研究成果の社会実装に向けた要件（開発研究ステージ）

（1）研究成果である開発技術の評価と改善の必須化

開発研究ステージにおいては、研究成果である開発技術について、農業者等の研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必ず実施する必要があります。

実施方法の例は以下のとおりです。

- ・農業者等がコンソーシアムに参画し、栽培技術等の実証試験を実施
- ・農業者、消費者、実需者等が研究推進会議に出席し、開発技術について意見や評価を述べ、その内容を次年度以降の研究計画に反映
- ・マーケティングのための消費者及び実需者へのモニター調査を実施し、調査結果に基づき改善

（2）研究成果の出口戦略の作成

研究成果の確実かつ迅速な社会実装につなげるため、研究コンソーシアムにおける事業化・実用化の役割分担を明確にした研究成果の出口戦略を明確にする必要があります。

6 研究機関等

（1）研究課題の募集

それぞれの研究ステージに対応した研究課題は公募により求めるものとします。

また、生研支援センター所長は、農林水産省農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）から、緊急対応課題の選定の指示を受けた場合は、速やかに当該緊急対応課題の公募を行うものとします。

なお、研究課題を公募、審査及び決定する際の手続については、生研支援センターが別に定めるところによるものとします。

（2）研究機関等の分類

研究機関等を以下の①～④のセクターに分類します。

- ① 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人（セクター①）
- ② 大学及び大学共同利用機関（セクター②）
- ③ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人（セクター③）
- ④ 民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者（セクター④）

（3）資格要件

研究グループとして研究を実施する場合は研究推進の代表となる研究機関（以下「代表機関」という。）又は単独で研究を実施する場合はその研究機関（以下「単独機関」という。）は、次の①～⑤までの要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、

NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

（※）研究機関等とは、国内に設置された機関であり、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

② 委託契約の締結に当たって、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。

③ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

④ 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究の実施計画の企画・立案、実施、成果管理等を統括する者（以下「研究統括者」という。）及び経理統括責任者を設置していること。具体的には以下の能力・体制を有していることが必要です。

ア 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制

イ 研究グループを設立し、生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制

ウ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制

エ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理統括責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）

オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制

⑤ 研究統括者は以下の要件を満たしていること。

ア 原則として代表機関又は単独機関（以下「代表機関等」という。）に常勤的に所属しており、国内に在住していること。

イ 当該研究の遂行にあたり、必要かつ十分な時間が確保できること。

ウ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により代表機関等を離れることが見込まれる場合には、研究統括者になることを避けてください。

（4）複数の研究機関等の研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、研究課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合は、以下の要件を満たす必要があります。

① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての機関が同意していること。

② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、次のいずれかの方式により研究グループをもとに、コンソーシアムを設立すること。

・ 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）。

・ 研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）。

・ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）。

なお、代表機関が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の場合には、代表機関が指定する方式によることとします。

（5）研究ステージごとの資格要件

研究ステージに応じ、それぞれ以下に定めるとおりとします。

① 基礎研究ステージ

ア 「知」の集積と活用からの提案

同一の「知」の集積と活用からの研究開発プラットフォームにおける2セクター（（2）を参照。以下同じ。）以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム

イ 「知」の集積と活用以外の場からの提案

単独の研究機関等又は研究グループ（研究グループの構成に特段の要件はありません）。

② 応用研究ステージ

ア 「知」の集積と活用からの提案

同一の「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームにおける2セクター以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム。

イ 「知」の集積と活用場以外からの提案

研究グループ（研究グループの構成に特段の要件はありません）。

③ 開発研究ステージ

ア 「知」の集積と活用からの提案

(ア) マッチングファンド方式の適用がある場合

同一の「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームにおける2セクター以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム（セクター④の民間企業等の参画を必須とします）。

(イ) マッチングファンド方式の適用がない場合

同一の「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームにおける2セクター以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム。

イ 「知」の集積と活用場以外からの提案

2セクター以上の研究機関等で構成される研究グループ

④ 緊急対応課題

単独の研究機関等又は研究グループ（研究グループの構成に特段の要件はありません）。

III 事業実施関係

1 事業の実施・推進

(1) 試験研究計画の構成と研究実施体制

① 試験研究計画の構成

試験研究計画の内容を研究項目（中課題及び小課題）毎に構成し、研究項目毎の目標を明確にした試験研究計画を作成します。

② 研究実施体制

研究目標を達成するために必要な人員（研究実施者、研究補助者及び事務担当者等）の確保を図り、研究実施体制を整備してください。

コンソーシアムは、代表機関に試験研究計画の責任者である研究統括者及び経理統括責任者を、構成員毎に責任者として研究実施責任者（研究実施者のうちの1名）及び経理責任者を配置してください。

なお、本事業による賃金・旅費等の支給には、当該年度の試験研究計画書に記載されている人員であることが必要です。

ア 研究実施者

(ア) コンソーシアムに参画している構成員又は単独機関（以下「受託機関」という。）の研究活動（研究の補助は除く）に実際に従事しており、研究目標達成に向けて研究上の明確な役割とその実施に責任を有する者、すなわち、与えられた研究項目の遂行能力があり、目標達成が期待できる等、自立した研究実施者としての能力を有する者です。

(イ) 当該研究の実施に必要なエフォートを有し、そのエフォート（※）を本事業に投入できる常勤の研究実施者やポストドクターを基本とします。

(ウ) 担当課題において研究又は経理の不正が発覚した場合、応募制限等の罰則を受ける対象となります。

イ 研究補助者

(ア) 研究実施者の指導に従って、研究実施者が担当する研究の補助的な作業（実験補助、研究材料の維持・管理、データ整理等）を行う者です。

(イ) 当該研究の実施に必要なエフォートを有し、そのエフォートを本事業に投入できる者を基本とします。

ウ 事務担当者

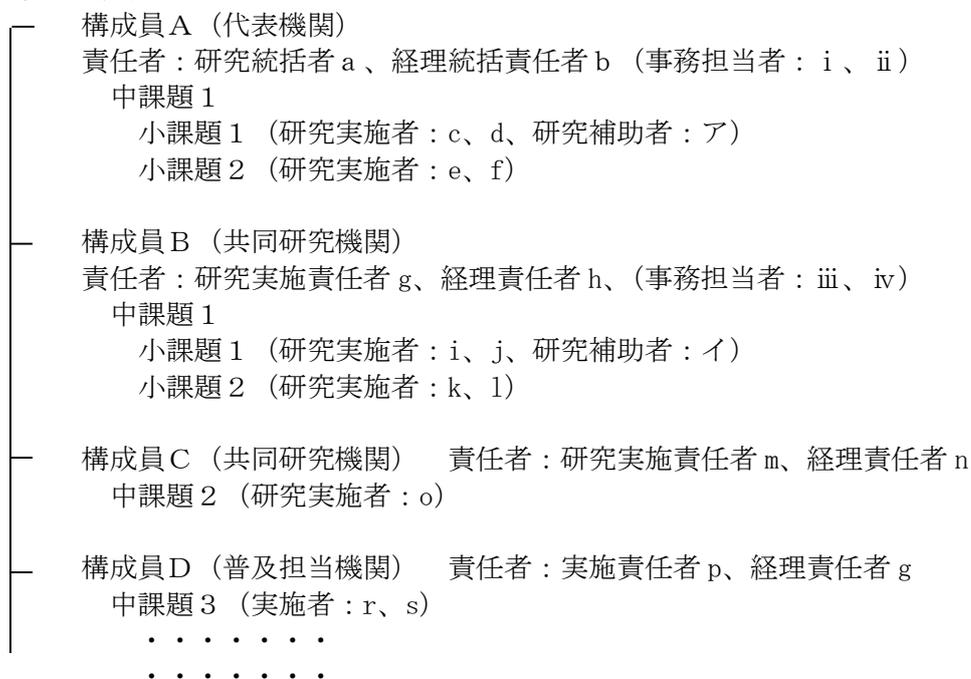
研究活動を支援する作業（消耗品の購入手続き、機器等の維持・管理、経理事務等）を行

う者です。

※エフォートの定義：「研究実施者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

【コンソーシアム方式の場合】

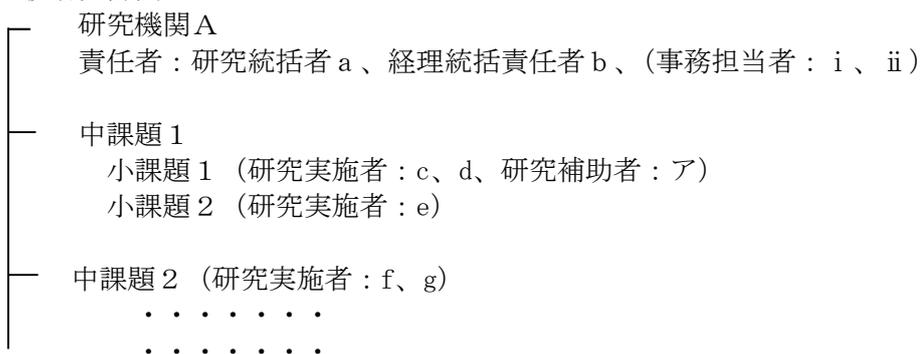
試験研究計画



- (注) 1 委託契約は、コンソーシアムの代表機関であるA機関と生研支援センターとの間で締結します。
2 構成員には代表機関も含まれます。

【単独機関の場合】

試験研究計画



- (注) 1 単独機関の試験研究計画では研究実施責任者は設定しません。
2 委託契約は、A機関と生研支援センターとの間で締結します。

③ 農研機構に所属する研究所について

ア 農研機構に所属する研究所等が代表機関等である場合は、契約方法が異なります。

イ 農研機構に所属する研究所等が構成員としてコンソーシアムに参画する場合、当該研究所等に対しては、別途予算措置がなされていることから、生研支援センターから当該研究所等には、原則として、本事業に係る経費は支出しません。

ウ 従って、上記ア、イの場合には、当該研究所等が購入した機器等の帰属、当該研究所等が実施した研究開発の成果等、「IV 契約事務関係」及び「V 研究成果に係る知的財産

権の取扱い」による手続きについては、本実施要領に記載する内容にはよらない手続きを行うこととなります。詳細については農研機構本部にお問い合わせください。

(2) 試験研究計画の作成

研究統括者は、研究の効率的・効果的な進行管理のため、採択時に付帯条件等が示されていれば当該条件等を反映した上で、研究実施期間全体を網羅した試験研究計画案を作成し、生研支援センターに提出してください。試験研究計画案には、研究の達成目標、年度計画、研究体制等を記載してください。作成された試験研究計画案については、研究計画検討会において、研究項目等の確認・検討を行い、生研支援センターの指示の基づき修正を行った上で、試験研究計画を確定するとともに、委託試験研究実施計画書（様式Ⅲ－２。以下「実施計画書」という。）を作成して、生研支援センターに提出してください。

２年度目以降は、生研支援センターの指示に基づき、原則として、前年度の研究成果の評価を踏まえ、次年度の試験研究計画の検討を行い、試験研究計画を修正し、次年度の実施計画書を確定するとともに、実施計画書を作成し生研支援センターに提出してください。なお、試験研究計画の作成に当たっては、必要に応じてヒアリングを行いますので、生研支援センターの指示のもとに対応してください。

年度途中等で、実施計画書の変更が必要になった場合には、Ⅳの４を参照して必要な変更手続きを行ってください。また、実施計画書に記載していない事項について変更が必要となった場合には、「試験研究計画の変更届（様式Ⅲ－１２－２）」にて生研支援センターへ報告してください。

本事業は生研支援センターと代表機関等との間の委託契約に基づき、研究等を委託するものです。従って、研究統括者は、試験研究計画に沿って研究を実施してください。なお、基本的には年度内での実施計画書の変更が生じないよう、十分な検討を行って試験研究計画を作成してください。

(3) 研究の運営・進行管理

本事業は、研究統括者等と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

① 農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「技術会議事務局」という。）は、「イノベーション創出強化研究推進事業に係る運営管理委員会設置要領（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 農会第 811 号農林水産事務局長通知）」に基づき、農林水産省農林水産技術会議事務局長を委員長とする運営管理委員会において、研究課題の選考に資する事項の決定や中間評価・事後評価結果の助言・指導等を行うこととします。

② 生研支援センターは、本事業の開始に当たり、PD（プログラム・ディレクター）、研究リーダー、外部アドバイザーを配置し、各試験研究計画の進捗管理、指導等を行います。

それぞれの役割については、以下のとおりです。

ア PD（プログラム・ディレクター）

生研支援センターは、事業の執行及び③の運営委員会を統括する責任者として、PDを配置します。PDは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、必要に応じて研究リーダーを通じて研究の進捗管理、指導等を行います。

イ 研究リーダー

PDを補佐して、研究課題の日常的な状況把握を行うとともに、PD等の指示に基づく研究統括者への指示や助言等を実施します。

ウ 外部アドバイザー

試験研究計画の進行管理については、試験研究計画毎に、農林水産分野及び関連分野の専門的知見等を有する外部アドバイザーを配置して行います。

外部アドバイザーは代表機関等が開催する毎年度の設計検討会、現地検討を含む中間検討会、成果検討に係る成績検討会等に参加し、試験研究計画の研究推進に関する指導・助言を行います。なお、外部アドバイザーの会議等出席に係る旅費・謝金は委託経費からの支出となります。

外部アドバイザーは、年度末の成績検討会等に参加した場合は「試験研究計画別成績検討会報告票（様式Ⅱ－７）」、年数回程度開催される計画検討会及び中間検討会等に参加した場合は「試験研究計画別各種会議報告票（様式Ⅱ－８）」を作成し、研究統括者、生研支援セ

ンターに送付してください。

③ 研究進行管理に係る会議の設置

ア 評議委員会

生研支援センターは、原則として、終了時評価実施時及び委託研究期間が3年を超える場合2年度目に行う中間評価時に評議委員会を開催し、研究統括者による成果の説明を受けて各試験研究計画の評価を行います。評議委員会は、研究統括者が行う研究成果報告、質疑応答等に基づき進捗状況を判断し、評価を行います。参集範囲は、評議委員、研究統括者のほか、オブザーバーとして生研支援センターが必要と認める者としします。

イ 運営委員会

生研支援センターは、本事業の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置します。運営委員会は、PD、研究リーダー、技術会議事務局等職員により構成します。

運営委員会では、研究実施期間全体及び毎年度の試験研究計画策定の指導・点検、研究の進捗状況、成果の把握等を行います。

翌年度の試験研究計画策定の指導・点検は、研究の進捗状況等を踏まえて実施します。なお、著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画等については、実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究計画の一部を中断していただく場合があります。

研究統括者には、運営委員会が行う研究の進捗状況の把握、研究計画策定の指導・点検等に御協力いただきます。

なお、一つの試験研究課題において、複数の試験研究計画がある場合、研究リーダー等の下、他の試験研究計画の実施機関との連携（当該試験研究課題の効率的な進捗を図るために必要な情報の共有等）を図っていただくこととなりますので御留意ください。

ウ 試験研究計画別の研究推進に係る諸会議

(ア) 代表機関等が主催する会議

代表機関等は、担当する試験研究計画の推進を図るため、①毎年度の設計検討会、②現地検討を含む中間検討会、③成果検討に係る成績検討会等を開催してください。

参集範囲は、研究実施者、研究リーダー、外部アドバイザー、生研支援センター職員、農林水産省職員等、研究統括者が必要と認めた者とし、会議を開催される場合には、開催要領等の資料（開催会議の名称、日時、場所、出席予定者が記載されているもの）と、外部アドバイザーの出欠を2週間前までに、生研支援センターにメールでご連絡ください。

なお、代表機関等が主催する会議の開催に必要な経費（会場借料等）、外部アドバイザー、その他生研支援センターが必要と認めた者に係る旅費等については委託経費で負担してください。

研究統括者は会議開催後に外部アドバイザーが作成する会議等報告票を踏まえて研究を推進してください。

(イ) 研究成績検討会

生研支援センターは、研究統括者による研究成果の報告に基づいた検討会を、毎年度末に開催し、研究課題毎の試験研究計画に関する成果報告・自己評価結果及び次年度の試験研究計画案を検討します。PDは検討会の進行を担当するとともに、検討会の取りまとめを行います。また、試験研究計画の相互の協力や連携について研究統括者と協議します。なお、諸会議の効率的な推進のため、研究計画検討会における研究統括者からの研究成果報告を評議委員会における研究統括者の成果発表と兼ねて実施することができるものとしします。従って、参集範囲は、PD、研究リーダー、研究統括者、研究実施責任者、その他生研支援センターが必要と認めた者とし、併せて、評議委員を招集することができるものとしします。

④ 本事業で実施する研究課題は、研究マネジメントや研究成果を確実に実用化や商品化に結び付けるための橋渡しの能力を有する人材（コーディネーターやプランナー等。以下「研究支援者」という。）の参画を推進しています。研究支援者が参画する場合は、研究推進中から普及・実用化に向け外部の機関との調整を依頼してください。また、研究支援者には研究推進会議への参加も依頼してください。

なお、研究支援者は当該能力を有している者であれば、研究グループ内の人材でも可能です。

また、研究支援者の研究推進会議等への参加に係る旅費・謝金は研究費からの支出となります。

本事業でいう研究支援者とは、以下を担う者です。

- ・産学官の幅広い分野の機関・研究者等とのネットワークを構築するとともに、研究現場のシーズや民間企業等のニーズを把握し、橋渡し等を行う役割
- ・研究統括者や研究リーダーとの連携のもと、研究開発の推進に必要な資源（ヒト、物、資金、情報、時間等）を効果的に配分、活用するなど研究統括者を支える役割

- ⑤ 研究グループ以外から研究支援者が参加する場合や、協力機関（研究グループに参加せずに研究の推進に協力する機関。）が参加する場合には、研究内容や研究成果について、秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるようにしてください。

なお、評議委員会委員（外部専門家、外部有識者、農林水産省職員）及び外部アドバイザーについては、生研支援センターから委嘱する際に秘密保持について了解を得ているため、改めて秘密保持契約を締結する必要はありません。

- ⑥ 代表機関等は、研究実施中から、農業者等の意見も踏まえ、必要に応じて試験研究計画の見直し等を含めた対応を行うなど、研究成果の将来の社会実装を見据えた取組を行ってください。

- ⑦ 定例報告

研究統括者は、本事業全体の効率的・効果的な進行管理に資するため、生研支援センターが定める様式Ⅱ－9を用いて、定期的に試験研究計画の進捗状況の報告を研究リーダーに提出してください。

提出期限等は、生研支援センターから別途指示します。

- ⑧ 実地調査

生研支援センターは、必要に応じて、研究の実態を把握するための現場における購入備品の利用状況、ポストドクター及び研究補助者の雇用状況等に関する調査を実施し、研究代表者等に指導・助言を行います。

2 研究成果の報告・普及等

(1) 研究成果報告書の提出

① 基本的な考え方

研究統括者は研究実施者の研究成果を取りまとめた上で、研究成果報告書（附属書類を含む。）を作成してください。作成に当たっては、前年度に開催された運営委員会の点検結果又は評議委員会の評価結果等への対応状況を明記してください。研究成果報告書等の作成及び提出については、生研支援センター等から指示します。なお、事業実施期間終了時（終了した日が属する年度）から5年間は研究成果の活用状況を生研支援センターに報告していただきます。

本事業の研究成果とする論文や特許等は、以下の要件を満たす必要があります。

ア 論文等

(ア) 「研究成果発表事前通知書」（様式Ⅱ－2又は3）を提出しているもの。

(イ) 謝辞等に「イノベーション創出強化研究推進事業」による成果である旨の記載があるもの。

(ウ) 印刷等公表されているもの又は掲載を受理されているもの。

イ 特許等

「特許権等出願通知書」（様式Ⅳ－3）を提出しているもの。

② 研究実施年度に応じた研究成果報告書

ア 研究成果報告書（毎年度）

研究開始以降毎年度（ただし、中間又は終了時報告書を作成する年度は除く）、研究統括者は、生研支援センターの指示に基づき、当該年度の生研支援センターが指示するまでの研究実施状況及び研究成果等について取りまとめた研究成果報告書を作成し、生研支援センターへ提出してください。

なお、本資料は、運営委員会の資料となります。取扱いは非公開です。

また、当該報告書については、当該年度末までの成果や必要に応じて運営委員会での点検結果等を踏まえて、修正し、生研支援センターの指示に基づき再提出してください。

イ 研究成果報告書（中間）

原則として、委託研究期間が3年を超える場合に作成します。委託研究期間が3年間又は4年間である研究課題にあつては2年度目終了時に、委託研究期間が5年間である研究課題にあつては3年度目終了時に作成するものです。

研究統括者は、生研支援センターの指示に基づき、研究開始から生研支援センターが指示する日までの研究実施状況、研究成果、達成目標に基づいた達成状況や達成見込、翌年度の研究計画、研究成果発表の実績、特許権等の取得状況等を取りまとめた当該報告書を作成し、生研支援センターへ提出してください。

なお、本資料は、評議委員会の資料となります。取扱いは非公開です。

また、当該報告書については、当該年度末までの成果や必要に応じて評議委員会での指摘事項を踏まえて修正し、生研支援センターの指示に基づき再提出してください。

ウ 研究成果報告書（終了時）

（ア）終了時評価用研究成果報告書

研究統括者は、委託研究期間の最終年度において、研究開始から生研支援センターが指示する日までの研究実施状況、研究成果及び達成目標に基づいた達成度を明確に示しつつ、研究成果発表の実績、特許権等の取得状況、研究成果の波及効果、研究成果の活用方法等について取りまとめた当該報告書を作成、生研支援センターへ提出してください。本資料は、生研支援センターが開催する研究成果の評価を行う評議委員会による終了時評価の資料となります。

また、当該報告書については、委託研究期間全体の成果や必要に応じて評議委員会での指摘事項を踏まえて加筆・修正し、原著論文の別刷（写し）とともに、事業終了後に生研支援センターの指示に基づき再提出してください。

なお、本報告書は非公開とします。

（イ）研究成果報告書（最終版）

（ア）で作成した終了時評価用研究成果報告書（非公開）を基に、公開すると特許等の取得や論文作成上支障があると考えられる内容及び個人情報に係る部分を訂正・削除の上、公開用として、事業終了後に生研支援センターの指示に基づき提出してください。

なお、本資料は情報公開請求の際に外部の閲覧に供するものです。

（ウ）研究成果広報用資料

研究成果のうち、対外的にアピールできる内容を中心として、一般の方にも分かりやすい記載で作成し、終了時研究成果報告書（終了時・公開）と併せて生研支援センターへ提出してください。

本資料は、生研支援センターが開催する研究成果発表会において、来場者等に配布する等成果の普及に活用するほか、生研支援センターウェブサイトで公開します。

その他、研究成果の普及を目的とした資料を作成していただく場合があります。

（2）メディア、学会、シンポジウム等における発表

① 基本的な考え方

研究代表者及び研究実施責任者等（以下「研究代表者等」という。）は、本事業の研究内容や得られた研究成果について、メディア（新聞、テレビ等）、プレスリリース、学会、セミナー、シンポジウム、イベント等での発表、論文・雑誌への投稿、パンフレット・ポスターの作成、ウェブサイトへの掲載等を行う場合、その概要を事前に生研支援センターに報告してください。

なお、得られた研究成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

また、研究内容及び成果に関する発表等を行う場合は、生研支援センターによる本事業に係る研究内容及び成果であることを明示してください。明示されていない場合には、原則として本事業による研究内容及び成果として認めません。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意し（出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。）、積極的な発表・普及に努めてください。

本事業の研究成果については、事業実施期間終了後、生研支援センターが、研究成果発表会

や冊子等により公表します。その際、受託機関に協力を求めることがあります。また、事業実施期間終了後（5年を目途）における本事業に係る研究成果の発表等の取扱いも、事業実施期間中と同様です。

② 発表に当たっての留意事項

ア 研究内容の発表

本事業の研究内容について、発表等を行う場合には、代表機関を通じて、「研究実施内容発表事前通知書（様式Ⅱ-1）」の電子ファイルを事前に生研支援センターに提出してください。なお、事前報告がなされていない場合には、原則、本事業による研究内容として認めません。

イ 研究成果の発表

本事業の研究成果について、発表先によって、様式が異なりますので、ご注意ください。なお、事前報告がなされていない場合には、原則、本事業による研究成果として認めません。

(ア) 学会への論文投稿、学会発表、雑誌への記事掲載等を行う場合

「研究成果発表事前通知書（様式Ⅱ-2）」を原稿と併せて、事前に生研支援センターへメールで提出してください。

(イ) メディア（新聞、テレビ等）報道、プレスリリース、学会・セミナー・シンポジウムでの発表、論文・雑誌への投稿、パンフレット・ポスター作成、ウェブサイト掲載等の場合

「研究成果発表事前通知書（様式Ⅱ-3）」により、予定される掲載・報道内容を事前に生研支援センターへメールで連絡してください。なお、事前報告がなされていない場合には、原則、本事業による研究内容及び成果として認めません。

ウ プレスリリース

受託機関が本プロジェクトに係る研究内容または研究成果のプレスリリースを行う場合は、事前に「研究実施内容発表事前通知書（様式Ⅱ-1）」または「研究成果発表事前通知書（様式Ⅱ-3）」とプレスリリース案を生研支援センターへ提出してください。

生研支援センターは、以下のような場合に、必要に応じて、受託機関と同時に「プレスリリース（様式Ⅱ-5）」を実施することがあります。生研支援センターとの共同プレスリリースを希望する場合は、生研支援センターに早めに相談してください。

(ア) 研究成果が、国際的にトップクラスの学術誌(Nature, Science 等)に論文として掲載される場合

(イ) 研究成果が、今後の科学技術動向や社会・経済等に大きく寄与していくと見込まれる場合

(ウ) 上記のほか、研究実施者が生研支援センターによるプレスリリースを希望する場合であって、生研支援センターが適当と認めた場合

エ 事業名の明示について

本事業等の名称については次のとおりとし、研究内容及び成果の発表等を行う場合は、統一的にこれらを使ってください。

- ・正式事業名称：イノベーション創出強化研究推進事業
- ・英語事業名：Research program on development of innovative technology
- ・正式組織名称（日本語）：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
- ・正式組織名称（英語）：Bio-oriented Technology Research Advancement Institution,
NARO
- ・日本語組織略称：農研機構 生研支援センター
- ・英語組織略称：BRAIN

また、発表形態に応じて、それぞれ次の方法で本事業名等を記入（又は発言）するようお願いいたします。

(ア) 論文・雑誌への発表、パンフレット・ポスターの作成、ウェブサイトへの掲載等の場合 論文・雑誌・パンフレット、ウェブサイトの脚注又は謝辞において、本事業によるものであることを明記してください。

（和文例）本研究は農研機構生研支援センター「イノベーション創出強化研究推進事業」の支援を受けて行った。

（英文例）This research was supported by grants from the Project of the NARO

(イ) 学会・シンポジウム・セミナー等での発表（ポスター発表を含む。）の場合

発表要旨やプレゼン資料において本事業によるものであることを明記するとともに、発表の際に口頭にて本事業によることを発言してください。ただし、スペースの都合等やむを得ない場合には、発表要旨に記入せず、口頭発言のみの対応でも可能とします。また、ポスター発表においても、本事業によるものであることを明記してください。

(ウ) 受託機関によるプレスリリース等その他の方法の場合

原則として、発表内容のいずれかの部分に、本事業によるものであることを明記してください。

オ 発表後の報告

発表後、論文の場合には当該論文又は当該論文を掲載した学術誌（又はその写し）を、学会発表の場合には当該学会のプログラム及び発表要旨（又はその写し）を、ポスター発表の場合はプログラム、発表要旨及びポスターの縮小印刷物（又はその写し）を代表機関を通じて生研支援センターあてに提出してください。

また、発表内容がメディア（新聞、テレビ等）に報道された場合には、代表機関を通じて、当該発表内容が分かる資料を提出してください。なお、研究内容や研究成果がメディア（新聞、テレビ等）に報道される場合には事前報告を行うこととなっていますが、取材がなかった場合など、特段の事由により事前報告がなく報道された場合には、代表機関を通じて、「報道発表事後報告書（様式Ⅱ-3-2）」により事後報告を行ってください。

③ シンポジウム等の開催

研究代表者等が中心となって、本事業に関連したシンポジウム、セミナー・ワークショップ、研究会等を開催する際、主催者が生研支援センターとの共催名義の使用を希望される場合には、生研支援センターに事前に相談し、会合の趣旨、プログラム等を添付した「共催名義使用申請書（様式Ⅱ-4）」を開催の1ヵ月以上前に提出して承認を得てください。

(3) アウトリーチ活動

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日付け科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員会合決定）」

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)に沿って、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明すること（アウトリーチ活動）にも積極的に取り組んでください。

その際、満足度や難易度についてアンケート調査を行う等、当該活動の質の向上を心がけてください。

なお、上記基本取り組み方針では「1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者」を対象としていますが、本事業では広範な普及を目指していることから、研究費の多寡にかかわらず、アウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

(4) 生研支援センター主催の発表

生研支援センターは、本事業の推進に当たって、国民に分かりやすい形で研究内容及び研究成果の情報提供を行うため、アグリビジネス創出フェア等を活用して、研究内容及び研究成果を発表します。また、事業実施期間終了後に研究成果発表会を開催し、試験研究計画の研究統括者等には、当該発表会において研究成果を発表していただきます。

これらの開催時期、発表方法等は、別途連絡します。なお、事業実施期間終了後の開催の場合は、旅費等は生研支援センターで負担します。

(5) 研究終了後のフォローアップ調査

① 目的

事業実施期間終了後、地域戦略の実現状況や得られた研究成果の普及・活用状況等について、一定期間（2年・5年程度）経過した課題を対象にフォローアップ調査を実施する予定としています。ただし、2年経過時の調査で普及・実用化の状況が十分でない場合には、3年経過時

等追加の調査を実施する場合があります。受託機関には、フォローアップ調査に必要な資料の作成等の協力をお願いします。

② 方法

本調査は外部に委託して実施します。本調査の実施に当たっては、研究統括者等に協力を依頼しますので、ご協力をお願いします。

③ 調査項目

- ア 研究の継続・深化・発展、研究成果の産業化等の状況
- イ 関連分野への科学技術的、産業経済的、社会的な面等での波及効果 等

④ 調査結果の公表

本調査の結果は、生研支援センターのウェブサイトで公表します。

3 研究評価

(1) 基本的な考え方

生研支援センターは、評議委員会において、試験研究計画の評価を実施します。また、評議委員会による評価を踏まえ、試験研究計画の見直し、委託研究費の配分等に反映させるものとします。

研究統括者は、試験研究計画の評価に必要な資料の作成・取りまとめ及び発表等の協力をお願いします。評価時期、評価資料等の詳細については、生研支援センターから研究統括者に連絡します。

なお、研究評価の方法、研究評価の結果等については、個人情報等保護すべき情報に配慮しつつ、可能な限り公開するものとします。

(2) 評価方法等

① 対象試験研究計画

ア 中間評価

原則として、委託研究期間が3年を超えるものを対象とします。委託研究期間が3年間又は4年間である研究課題にあつては2年度目終了時まで、委託研究期間が5年間である研究課題にあつては3年度目終了時までに行います。

イ 終了時評価

採択された全ての試験研究計画を対象とします(試験研究計画が委託研究期間中に中止となったものを除く)。委託研究期間の最終年度終了時までに行います。

② 評価方法

ア 評議委員会が、試験研究計画ごとに評価資料として提出された研究成果報告書等を基に評価を行います。

イ 評議委員会委員長は、評価結果を生研支援センターに報告します。また、生研支援センターは評価結果を研究統括者へ通知するとともに、評価結果の概要を生研支援センターウェブサイトに掲載・公表します。

ウ 評価方法の詳細については、別途定めます。

4 研究成果の活用状況報告

開発研究ステージについては、委託研究期間が終了した日が属する年度の次年度の4月1日から起算して5年間、翌年度の6月末日までに研究成果の活用状況(商品化の状況等)を「研究成果活用状況報告書(様式Ⅱ-10)」により生研支援センターに報告してください。

5 事業実施期間終了後の責務

事業実施期間終了後も、引き続き受託機関には次の義務がありますので、ご注意ください。

- ① 帳簿等の保管(委託契約期間が終了した日が属する年度の次年度4月1日から起算して5年間)
- ② 取得財産の適正な管理(対象事由が消滅するまで)
- ③ 特許権等の適正な取扱い(対象事由が消滅するまで)

- ④ 事業の調査（対象事由が消滅するまで）
- ⑤ 不適正な経理処理、研究活動の不正行為等に対する措置（対象事由が消滅するまで）
- ⑥ 事業実施期間終了から一定期間経過後に行うフォローアップ調査、成果普及、アウトリーチ活動への協力（対象事由が消滅するまで）

6 「国民との科学・技術対話」の推進

平成 22 年 6 月 19 日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組指針※）に基づき、当面、1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。（<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>）

7 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：SBI R）

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBI R）」の「特定補助金等」に指定されています。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）。

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度が利用できます。
※ 5 年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。
- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。
- ③ 資本金 3 億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。
- ⑤ 「SBI R 特設サイト」において研究開発成果などの事業 PR ができます。

これら中小企業技術革新制度（SBI R）についての説明等は、SBI R 特設サイトを御覧ください。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>）

8 法令・指針等に関する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除等を行う場合があります。

(1) 安全保障貿易について

海外への技術漏洩への対処については、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく技術提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。

詳細は、経済産業省安全保障貿易管理のウェブサイトをご覧ください。（<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>）

(2) 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年 6 月 1 日付け 18 農会第 307 号農林水産技術会議事務局長通知）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html）

9 研究費の不正使用防止のための対応

(1) 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議決定）に則り、

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。）が策定されています。

本事業で実施する研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

委託研究契約までの間に「研究倫理に関する契約書」を提出いただく等、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、実地調査を行う場合があります。

（2）不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該委託経費等を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業への応募又は参加を認めません。

① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

イ ア以外による場合

（ア）社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

（イ）（ア）及び（ウ）以外の場合：2～4年間

（ウ）社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間

④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務（※）に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間。

※ 善管注意義務違反の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託経費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応します。

(http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf)

10 虚偽の申請に対する対応

事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、研究開発計画に関する委託契約を取り消し、委託経費の一括返済、損害賠償等を委託先に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、上記8（2）の不正使用等を行った場合と同様の措置を取ります。

1 1 研究活動の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。)及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知)が策定されています。

(<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/tokekomi.pdf>)

本事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までには研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります(研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません)。また、研究活動の特定不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

なお、生研支援センターにおいても、研究の不正行為に対する告発等の問い合わせを受け付ける窓口を設置しており、問い合わせがあった場合には、「研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」(平成19年4月26日付け19生研東第18号生研支援センター所長決定)により対応します。生研支援センターと研究機関との協議の上、生研支援センターが必要な調査を行う場合もあります。

(http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/files/kenkyuchushi_jisshiyoryo_fuseikoui.pdf)

(2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年。
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年。

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

IV 契約事務関係

1 委託契約の締結

生研支援センターは、代表機関等との間で当該年度に係る委託契約を締結します。なお、開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合、共通要領Ⅱの2の(1)の⑨の定めのある研究グループを分割しての契約はできないものとします。

本事業の委託期間については、生研支援センターが受理したⅢの1の(2)に規定する委託試験研究実施計画書(様式Ⅲ-2)の提出日から、最大2ヶ月前の日(試験研究計画の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日)まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費は、委託経費として計上することを可能とします。実施計画書の提出期限及び具体的な委託期間開始日については、生研支援センターから通知します。この場合、採択通知に条件が付されている場合はこの条件に合致し

た研究であることが前提です。また、設備備品費については、生研支援センターにおいて必要性が認められた場合のみ計上が可能となりますので、ご留意ください。なお、仮に契約締結に至らなかった場合は、受託機関の自己負担となりますので、ご留意ください。

次年度以降も研究を継続することとなった場合、原則として次年度の4月1日が試験研究開始日となります。

ただし、次年度の委託経費の契約については、次年度の試験研究計画が定まった後に確定することとなりますが、この契約締結日以前であっても、4月1日以降に発生する次年度の試験研究に係る経費は、試験研究計画の内容に合致することを前提として、委託経費として計上することを可能とします。この場合には前年度の研究成果の評価による付帯条件等を踏まえて作成する試験研究計画に基づき、研究を実施していただきます。なお、仮に契約締結に至らない場合には、4月1日以降に使用する経費は受託機関の自己負担となることがありますのでご留意ください。

2 委託費の支払

生研支援センターは、原則として、IVの5の(2)により委託費(開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合は自己資金も含む)の額が確定した後に委託費を支払い(精算払)ます。ただし、委託契約が締結された後は、代表機関等からの概算払請求に基づき委託費の一部又は全部を概算払いすることも可能です。

(1) 確定額の請求及び支払

生研支援センターは、代表機関等から提出された実績報告書を遅滞なく検査し、委託業務の実施に要した経費が契約内容と適合していると認めるときは、当該経費の額と委託費の限度額とのいずれか低い額を支払うべき額として確定(以下「確定額」という。)し、代表機関等へ通知します。

代表機関等は、前述の通知を受けたときは、委託試験研究精算払請求書(様式Ⅲ-21)により確定額を生研支援センターに請求してください。ただし、既に概算払を受けている場合には、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求してください。

また、概算払の額が確定額を超えるとときは、過払金を生研支援センターが指定する日までに返還することになります。過払金を指定する日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した延滞金が発生しますのでご注意ください。

(2) 概算払

概算払は、各事業年度4回以内とし、請求に当たっては、「委託試験研究概算払請求書(様式Ⅲ-7)」を提出してください。この場合、概算払請求額は、当該請求時に必要な額のみとします。概算払を受けることにより、構成員において資金の滞留がないよう、事業の進捗状況に応じた請求をお願いします。

生研支援センターでは、概算払いに当たり、特に請求月、支払月を設けていませんので必要な時期に必要な額の請求が可能です。また、必要に応じ、年4回以上の概算払いも可能ですが、その際は契約関係担当まで事前にご連絡ください。

1回の請求上限は委託費の50%以内としますが、50%を超える請求が必要な場合は、事前に契約関係担当までご連絡いただくとともに、概算払請求書の備考欄にその理由を記載してください。

(3) 振込口座

委託費の支払いは口座振込となるため、必要事項を記載した「振込依頼書(様式Ⅲ-6)」を生研支援センターに提出してください。なお、個人口座に委託費を振り込むことはできません。

(4) その他留意事項

- ① 概算払い受入口座に預金利息が発生した場合、生研支援センターへ報告及び返還する必要はありません。
- ② 概算払いを受けるコンソーシアムは、請求時に委託費(開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合は自己資金も含む)の支出状況を「支出状況報告書(様式Ⅴ-1)」を用いて報告をしてください。
- ③ 概算払いを受けた委託費は、簿外経理とならないよう適切に管理してください。
- ④ 概算払いは前渡し金ではありません。計画的な資金執行にご留意ください。

3 研究開発費支出状況報告

代表機関等は、事業の効率的な執行のため、委託費（開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合は自己資金も含む）の9月末時点の支出状況を10月末までに「支出状況報告書（様式V-1）」で報告してください。ただし、既に2の（4）の②に基づき報告をしている場合又は9月末時点の単年度の研究期間が6ヶ月を下回る場合を除きます。

4 委託契約の変更等

委託契約締結後、試験研究計画の変更に伴い、実施計画書に記載された事項を変更する場合は、以下の手続きが必要となります。

（1）各項目の変更申請方法

① 試験研究内容の変更

試験研究内容の変更を行う場合は、契約変更を行います。生研支援センターにご連絡ください。

ただし、研究統括者の所属及び氏名（研究統括者が同一研究機関内の他の内部研究所等の部署に異動し、引き続き研究統括者となる場合も含みます。）の変更を行う場合は、「委託試験研究実施計画書の変更届（様式Ⅲ-12）」を生研支援センターへ提出してください。この場合、契約変更は行いません。

なお、研究実施者を変更する（エフォート率の変更を含む）場合は、e-Radの変更申請手続きを併せて実施願います。

② 収支予算の変更

収支予算の支出の部に掲げる費目間における流用については、以下の、（ア）～（エ）に該当した場合、申請手続きが必要です。代表機関等は「委託試験研究実施計画変更承認申請書（様式Ⅲ-4）」により生研支援センターへ申請してください。

ア 研究期間総額及び各事業年度の委託費限度額の変更

イ 他の費目区分から間接経費への流用（間接経費から他の費目区分への流用は申請不要）

ウ 年度の直接経費の50%を超える費目間の流用

エ マッチングファンド条件に係わる変更で、生研支援センターが重要と判断したもの

③ 物品購入計画の変更

構成員は、当初の物品購入計画を変更（当初計画にない物品を購入する、又は計画していた物品の購入を取りやめる等）する必要がある場合、「備品購入計画変更理由書（様式Ⅲ-11）」を代表機関等を通じて、事前に生研支援センターへ提出してください。

単なる機種変更、予定機種が製造中止等により後継機種を購入した場合、競争の結果、安価になった等、軽微な変更の場合、理由書を事前に提出する必要はありませんが、生研支援センターあるいは代表機関からの問い合わせにより、必要に応じて提出していただく場合があります。

④ 構成員の試験研究計画の変更

構成員の試験研究計画の記載内容を変更しようとする場合（構成員の変更（追加又は脱退）及び各構成員の委託費の限度額の変更等）は、「委託試験研究実施計画書変更承認申請書（様式Ⅲ-4）」にて、生研支援センターへ申請してください。

（2）変更申請に対する承認

生研支援センターは、代表機関から提出された「委託試験研究実施計画書変更申請書（様式Ⅲ-4）」に基づき、内容の審査を行い、実施計画書を変更するやむを得ない事情があると認めた場合は、実施計画書の変更を承認し、代表機関に通知します。

5 年度末及び委託研究期間終了時の精算手続き

（1）実績報告書の提出

委託費（開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合は自己資金も

含む)の使用実績について、代表機関は、「委託試験研究実績報告書(様式Ⅲ-3)」(以下「実績報告書」という。)を作成し、生研支援センターが指示する日までに、チェック結果等必要な書類(委託費及び自己資金の各帳簿、作業(業務)日誌、出張関係書類(本事業のために出張したことが分かる出張報告書等))を添えて生研支援センターに提出してください。具体的な方法については、共通要領Ⅱ-8-(1)「確定時の検査」を参照してください。

なお、構成員(構成員に農研機構を含む場合は、農研機構分も含む。)は、代表機関が別途定める期日までに実績報告書を代表機関に提出してください。

また、Ⅱの3の(3)の③について、当該年度の自己資金超過額を翌年度の自己資金要負担額に含めたい場合は、実績報告書提出時に、併せて繰越申請をしてください。

(2) 委託費及び自己資金の額の確定

生研支援センターは、(1)で提出された実績報告書と証拠書類等に基づき、確定検査を実施して、その検査の結果に基づき委託費(開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合は自己資金も含む)の額を確定し、代表機関等に通知します。

委託費の額の確定額は、本事業に要した経費に係る適正な支出額又は委託費限度額のいずれか低い額となります。

なお、開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合、委託費と自己資金の額の確定に当たっては、Ⅱの2の(3)のマッチングファンド条件を満たしていることが必要です。

6 開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合の自己資金により取得した物品等の取扱い

(1) 取得した物品・試作品の取扱い

自己資金により取得した物品・試作品の所有権は、各構成員が検収した時をもって、各構成員に帰属します。

ただし、自己資金により取得した物品は、本事業の試験研究計画の実施に必要なものとして取得したものであり、マッチングファンド条件成立の根拠ともなっているため、委託費で取得した物品等に準じた取扱いを行ってください。

(2) 物品等の共用使用

本事業の自己資金により購入した物品については、委託事業に支障が生じない範囲内で、一時的に他の研究開発事業に使用することができます。この場合、以下の事項を遵守してください。

ア 物品等を他の研究開発事業に一時使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費及び自己資金から支出しないこと。

イ 物品等を所有者以外の者が一時使用する場合には、所有者は一時使用予定者との間で、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費の取扱いについてあらかじめ取決めを締結すること。

(3) 試作品の取扱い

試作品については、委託研究期間内において、試験研究計画書に則った解体・撤去に係る処分費用を経費で支出することが可能です。ただし、委託研究期間終了後の解体・撤去などの処分費用は、当該時点においてそれを所有する構成員の自己負担になります。

委託研究期間中あるいは終了時に試作品等が完成したとみなして、各構成員において試作品を資産計上していた、又は、資産計上することとした場合は、各年度の実績報告書により、資産計上した旨を生研支援センターに報告してください。

7 収益納付

(1) 収益状況の報告

各研究機関等には、本事業の研究成果による収益状況を、研究が終了した翌年度から起算して5年間(なお、事業実施期間中に発生した収益がある場合には、終了の翌年度に併せて報告してください。)、毎年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに報告していただきます。

(2) 収益の納付

報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、原則として以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

納付額＝(収益額－控除額)×(委託費の確定額の総額／企業化に係る総費用)－納付累計額

(※用語の意義)

収益額：試験研究成果に係る製品・部品等ごとに算出される営業利益(売上高－製造原価－販売管理費等)の累計額

控除額：企業化に係る総費用のうち構成員が自己負担によって支出した製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

委託費の確定額の総額：委託業務に必要な経費として委託契約書に基づき確定された委託費の総額

企業化に係る総費用：委託費の確定額の総額及び製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

納付累積額：(前年度までに収益納付を行っている場合の)累計額

※ 収益額－控除額<0となる場合は、収益納付は不要です。

※ 納付額は、委託費の確定額の総額の範囲内とします。

(3) 各研究機関等は、委託期間中の各年度に本委託事業の実施に伴い収入が生じた場合(前項に規定する試験研究成果による収益を除く)には、収入状況を当該事業年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに報告していただきます。

また、報告により、相当の収入を生じたと認められた場合には、原則として以下により、算出される金額を納付していただきます。

納付額＝収入額×委託費利用割合

(※用語の意義)

収入額：当該年度の委託事業の実施に伴って得られた金額のうち当初の委託費の算定に織り込んでいなかったものの合計

委託費利用割合：当該収入を得るために要した経費に占める委託費の割合

※ 納付額は、当該年度の委託費の確定額の範囲内とします。

8 事業の検査・調査等

共通要領Ⅱの8に定めるとおりとします。

なお、開発研究ステージにおいてマッチングファンド方式を適用している場合においては、自己資金も検査・調査の対象とします。

提出様式は本事業の様式に従ってください。

V 研究成果に係る知的財産権の取扱い

共通要領Ⅲに定めるとおりとします。

VI 提出書類の様式等

本実施要領に係る各様式については、生研支援センターのウェブサイトに掲示しますので、下記のアドレスをご参照ください。

URL：<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/innovation/index.html>

○本実施要領への問い合わせ

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)

生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)

イノベーション創出課

住 所 〒210-0005

川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビルディング16F

TEL：044-276-8995

FAX：044-276-9143

E-mail : inobe-t@ml.affrc.go.jp

受付時間 : 9:30~12:00、13:00~17:00 (土、日、祝日を除く。)

附 則

この規則は、平成30年6月29日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年10月1日から施行する。